

## JTA/ALPLA Meetingの質問状

2005年4月12日

### 同意書

現在、日本は同意書制度の導入検討中ですが、同意書制度に関する添付の質問状に、書面をもってご回答いただけると幸いです。（外国商標制度委員会）

### 立体商標

立体商標に関する添付の質問状に、書面をもってご回答いただけると幸いです。（デザイン委員会）

### 意匠（青木先生）

- 1、 アメリカにおいて適用される意匠権侵害の判断基準についてご説明下さい。
- 2、 下記の各事件について、特に各件がどのように相互に関連しているか、又意匠権侵害の判断においてどのようにこれら判例が考慮されたかにつき、コメント下さい。
  - 1 Markman v. Westview Instruments, Inc.
  - 2 Gorham Co. v. White - ordinary observer test
  - 3 Litton Systems, Inc. v. Whirlpool Corp. - point of novelty test
  - 4 Elmer v. ICC Fabricating Inc. - All element rule
- 3、 アメリカにおける“ordinary observer”にはどんな構成要件が必要とされるか、ご説明下さい。これに関連し、EUにおいては“informed user”が指定されますが、これらユーザーは関連部門の小売業者であって、デザインの専門家ではありません。（ポールマリエール・マーティン シュローテルバーグ博士著“Manual on the European Community Design”）
- 4、 アメリカにおいて、均等論がデザイン侵害事件に適用されるか、教えて下さい。
- 5、 日本では、「自動車」という物品は「自動車のおもちゃ」という物品と類似であるとはみなされません。その結果、「自動車」に関する意匠権は、同一のデザインを持つ第三者の「自動車のおもちゃ」にまで権利が及びま

せん。これに関し、アメリカの状況を教えてください。

#### 地理的表示（鷹取先生）

- 1、 アメリカにおいて、カリフォルニアプルーン・ワシントンソフトシェルクラブ等、農産物に関して地理的表示を商標として登録することは可能ですか？アメリカにおいて、このような地理的表示は証明商標や団体商標として保護されると思われませんが、どのような状況でユーザーは、証明商標・団体商標のシステムを採択することができるのか、またそのメリット・デメリットについて、登録例を挙げながらご説明下さい。
- 2、 その他にも地理的表示を保護する手段はありますか？例えば、特許法は肉、魚または植物の地理的な出所として、地域的性格の名声を特色とするビジネスモデルを保護しますか？ローカルブランドとして州や町の名前のついた新品種の植物は、種苗法によって保護される新品種の植物と区別されるべきですか？慣習法を含むその他の法律による保護はありますか？

#### IT領域の商標識別性について（西村先生）

特に日本のIT領域に関し、商標の識別性は急速な変化があり、例えば3年前登録された商標の識別力は弱まり、現在では普通名称化しているものがあります。このような場合に、第三者の使用が適切なものかどうか、すなわち、時がたつて商標が完全に普通名称化しているかを決めるのが難しい場合があります。商標権の権利行使において、アメリカでも同様の問題はありますか？